平成２５年（フ）第６２３号
広島市安佐南区東原２丁目12番14号
債務者　電友こと　**樣**　　克仁
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６２４号
広島市安佐南区東原２丁目12番14号
債務者　**樣**　智恵子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７１５号
広島市東区矢賀新町２丁目３番34―201号
債務者　武田　淑恵
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
　　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８８号
愛媛県新居浜市上泉町９番39号、前住所愛媛県新居浜市北内町４丁目４番35号
債務者　山田明日香（旧姓松藤）
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
　　松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第８１号
福岡県田川郡川崎町大字田原129番地
債務者　岩丸　　舞（旧姓向井）
1　決定年月日時　平成25年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
　　福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第３４５号
大分市萩原３丁目10番５号　プラザ７岡玉202
債務者　二宮　智鶴
1　決定年月日時　平成25年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
　　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７６号
鹿児島県出水市高尾野町柴引2244番地27、前住所鹿児島県出水市高尾野町大久保992番地２グリーンハウス８号
債務者　濵﨑あゆみ
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
　　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第７８号
鹿児島県出水市中央町265番地２ドリームハイツＢ棟101号、前住所鹿児島県出水市五万石町457番地シンフォニーエイト101号
債務者　古田智香子（旧姓花田）
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
　　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第８７号
鹿児島県薩摩郡さつま町湯田1354番地28、前住所埼玉県加須市川口３丁目７番地12
債務者　郡山　周作
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
　　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第８８号
鹿児島県薩摩川内市平佐町3306番地１セジュールさつき102号、前住所宮崎県宮崎市生目台西２丁目４番地１県営住宅７棟４号
債務者　松下　和寛
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
　　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
沖縄県国頭郡金武町字屋嘉2407番地　コーポちとせ207
債務者　嘉納　宗亮
1　決定年月日時　平成25年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
　　那覇地方裁判所名護支部

平成２５年（フ）第１３０号
長野市安茂里小市３丁目35番13号
債務者　塚田　修一
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
　　長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１２６号
長野県松本市並柳４丁目５番Ｃ５―４号
債務者　佐々木浩明
1　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
　　長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第７９１号
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地１24棟403号
債務者　髙橋　一馬
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８２３号
京都府宇治市小倉町西浦91番地の７　メゾンサンク202号、前住所京都府宇治市羽拍子町34番地の６　メゾン小野302号
債務者　島田　　誠
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８９３号
京都市右京区御室竪町25番地２　デラシオン御室210
債務者　山崎美智代
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９２４号
京都市南区西九条南田町１番地３　九条団地513号
債務者　前田和一郎
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第９３９号
京都市南区吉祥院池ノ内町４番地　メゾン・ド・レスポワール305号
債務者　中西多賀子
1　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

第明治三二十種郵便物認可
発行所　独立行政法人国立印刷局　東京都港区虎ノ門四丁目二番八号　〒105-0001　電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五六円（本体二、三〇円）　本号一部二七五円（本体二五〇円）　（配送料別）